

山梨県地域経済牽引事業促進協議会  
山梨県企業立地ガイド

WEBサイト「やまなし産業立地コミッション」  
<http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo/index.php>

やまなし産業立地コミッション 検索

立地するなら

やまなし

企業をつなぐ

風林火山

風 手厚い支援制度

林 優れた交通アクセスと立地環境

火 住みよい山梨

山 富士山をはじめ四季の豊かな自然

# 産業集積促進助成金

最大15億円の助成金

製造業・物流業等、情報産業、本社機能の移転等を行った事業者に対し、建物、機械設備等の投資経費、あるいは賃借料等の一部を助成する制度です。

令和2年度より、医療機器分野、水素・燃料電池関連産業等の成長分野や、高付加価値創出事業に対し、助成率を加算する制度を設けました。また、助成率の上限値、助成上限額を大幅に引き上げました。

	製造業・物流業等の場合			情報産業の場合			本社機能の移転等の場合		
対象業種	①製造業 ②物流業 ③データセンター ④試験研究所 ⑤バイオテクノロジー利用産業			①情報サービス業 ②インターネット付随サービス業 ③デジタルコンテンツ制作事業者			業種の制限なし (ただし、県から整備計画の認定を受けていることが前提)		
対象要件	次の条件を全て満たすもの ①県内において土地又は借地権(設定期間が20年以上のものに限る)を取得して工場等を設置し、操業を開始すること ②投下固定資産額(土地分除く)が3億円以上であること ③操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること(データセンターは5人以上)			次の条件を全て満たすもの ①操業から1年以内に新規雇用者が5人以上増加すること ②新たにオフィス等を設置し、操業すること			次の条件を全て満たすもの ①本社オフィス、研究・研修施設を県内に整備すること ②県から整備計画の認定を受けていること ③投下固定資産額(土地分除く)が1億円以上であること(賃借の場合は除く) ④操業から1年以内に新規雇用者が10人以上増加すること		
助成率	①新たに土地を取得し工場等を建設する場合(取得から3年以内の操業) →投下固定資産額(土地分除く)の5% ②自社所有地に工場等を建設し、操業する場合 →投下固定資産額(土地分除く)の2.5% ③空き工場等を取得し操業する場合 →投下固定資産額(土地分除く)のうち空き工場2.5%、機械・設備5% ④試験研究所又はバイオテクノロジー利用産業の場合 →投下固定資産額(土地分除く)の2.5%			①新たにオフィス等を設置する場合 →投下固定資産額(土地分除く)の7% ②賃借でオフィス等を設置する、又は自己資金で設置し機器を賃借で導入する場合 →賃借料及び通信回線使用料の1/2(3年間)			①新たに土地を取得し本社機能の移転等をする場合(取得から3年以内の操業) →投下固定資産額(土地分除く)の10% ②自社所有地に本社機能の移転等をする場合 →投下固定資産額(土地分除く)の5% ③空き工場等を取得し操業する場合 →投下固定資産額(土地分除く)のうち建物5%、機械・設備10% ④事務所、研究施設、研修施設を賃借する場合 →建物等の賃借料の1/2(3年間)		
加算値	成長分野	医療機器分野	+5%	高付加価値創出事業	課税の特例の適用がある承認地域経済率引事業	+3%	新規雇用者のうち県外からの増加雇用者数	5人以上	+1%
		水素・燃料電池関連産業	+5%					新規雇用者のうち県外からの増加雇用者数	1人以上
		物流業	+1%						
		データセンター	+1%						
	高付加価値創出事業	課税の特例の適用がある承認地域経済率引事業	+3%						
	新規雇用者のうち県外からの増加雇用者数	5人以上	+1%						
		10人以上	+2%						
限度額	県外からの新規立地(医療機器分野、水素・燃料電池関連産業)		15億円	①新たにオフィス等を設置する場合 →1億円 ②賃借する場合 →年1,000万円(最大3年間)			①本社機能の移転等をする場合、又は空き工場等を取得し操業する場合 →1億円 ②賃借する場合 →年1,000万円(最大3年間)		
	県外からの新規立地(上記以外製造業等)		7.5億円						
	県内企業(医療機器分野、水素・燃料電池関連産業)		7.5億円						
	県内企業(上記以外製造業等) ※投下固定資産額100億円以上		3億円 ※5億円						

## 助成を受けるためには

- ①助成を受けるためには、事業者の皆さんは操業開始前までに「事業認定申請書」を知事へ提出し、事業認定を受ける必要があります。
- ②対象業種又は加算値の対象事業として認定されるためには、満たさなければならない要件があります。

## 2 地域未来投資促進法支援制度

地域の特性を生かし、経済的波及効果を及ぼす成長性の高い分野の事業者に対し支援するものです。

### 支援を受けるためには

#### ステップⅠ

「地域未来投資促進法」に基づく事業計画の承認が必要です。

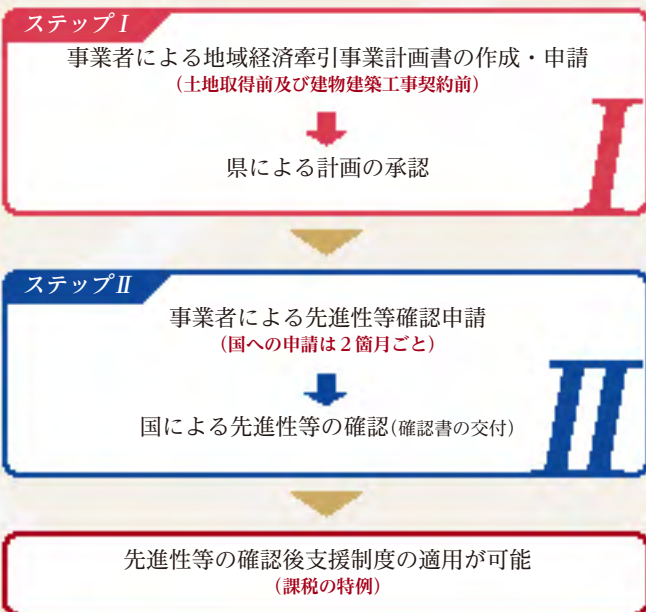
- ①地域の特性を活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する相当の経済効果

がある事業を県が承認を行います。

※事業者は「地域経済牽引事業計画」を作成し、**土地取得前**(自社所有地の場合**建物建築工事契約前**)に県の承認を受ける必要があります。

#### ステップⅡ

国の審査委員会による先進性等の確認を受ける必要があります。



### 主な支援策

課税の特例(法人税・所得税)令和3年3月31日まで  
地域の強みを生かした先進的な事業に必要な設備投資について、法人税等を減税。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額は80億円を限度  
※税額控除は法人税額又は所得税額の20%までが上限

#### 課税特例の要件

- ①先進性を有すること。
- ②総投資額が2,000万円以上であること。
- ③前年度の償却費の10%を超える投資額であること。
- ④対象事業の売上高伸び率(%)が、0を上回り、かつ、過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%)が+5%以上であること。

#### 上乗せ要件

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること。

#### ●不動産取得税の課税免除

先進的な事業に必要な土地・家屋等の取得に対し、不動産取得税を免除。

#### 要件

上記課税の特例の要件 + 取得価格の合計が1億円を超えること。  
(農林漁業関連は5千万円)

#### ●固定資産税の課税免除

各市町村で取り扱いが異なりますので、直接お問い合わせください。

### やまなし未来ものづくり推進計画

計画期間 平成29年9月29日～令和5年3月31日

#### 1 地域の特性の活用

- ①ロボット製造産業など生産用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③水素・燃料電池関連の技術を活用した成長ものづくり分野
- ④食品・飲料産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤地域に根ざした宝飾、織物、印伝等の特産物を活かした成長ものづくり分野
- ⑥IoTを支える半導体関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑦IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑧IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑨リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野
- ⑩リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した第4次産業革命関連分野

#### 2 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が、山梨県の1事業所あたり平均付加価値額を上回ること。

付加価値増加分 4,045万円超

#### 3 地域の事業者に対する経済効果

- ①取引額 3%増加
- ②雇用者数 1%増加
- ③売上げ 5%増加
- ④雇用者給与等支給額 3%増加

### やまなし未来物流等推進計画

計画期間 令和元年9月27日～令和7年3月31日

#### 1 地域の特性の活用

リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した物流関連分野

#### 2 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額が、山梨県の1事業所あたり平均付加価値額を上回ること。

付加価値増加分 4,568万円超

#### 3 地域の事業者に対する経済効果

- ①取引額 3%増加
- ②雇用者数 1%増加
- ③売上げ 5%増加
- ④雇用者給与等支給額 3%増加



# 3 本社機能の移転等に対する優遇税制

本社機能の移転等を行う事業者に対する、国税(法人税)、地方税(県税、市町村税)の税率を軽減する制度です。

## 1 移転型 東京23区からの本社機能の移転

### 国税(法人税)

#### ① オフィス減税

- 対象 建物、附属設備等の取得価額  
2,000万円(中小企業1,000万円)以上
- 内容 取得価額に対し、  
特別償却25%又は税額控除7%

#### ② 雇用促進税制(一定の適用条件に合致した場合適用)

- 対象 地方拠点の当期増加雇用者1人あたり
- 内容 税額控除最大90万円(50万円+上乗せ分40万円)  
※上乗せ分40万円は最大3年間継続

### 地方税

① 県 不動産取得税・事業税・固定資産税 **課税免除**

② 市町村 固定資産税(市町村により異なります。)

## 2 拡充型 東京23区以外からの移転又は県内事業者の拡充

### 国税(法人税)

#### ① オフィス減税

- 対象 建物、附属設備等の取得価額  
2,000万円(中小企業1,000万円)以上
- 内容 取得価額に対し、  
特別償却15%又は税額控除4%

#### ② 雇用促進税制(一定の適用条件に合致した場合適用)

- 対象 地方拠点の当期増加雇用者1人あたり
- 内容 税額控除最大30万円

### 地方税

① 県 不動産取得税・固定資産税(本来税率の1/20)

② 市町村 固定資産税(市町村により異なります。)

### 優遇を受けるためには

事業者はまず、**整備計画**(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)を作成し、**県の認定**を受ける必要があります

認定要件 本社機能の移転・拡充に伴い

- ① 従業員が5人(中小企業2人)以上増加すること
- ② (移転型は)増加の過半数が東京23区からの移転であることなど

※本制度は本社機能(事務所、研究所、研修所)に適用される制度で、製造施設などは適用になりません。

# 4 優れた交通アクセス

中部横断自動車道による広域的物流体系等の確立  
リニア中央新幹線の開業による大都市圏との移動時間短縮

### 中部横断自動車道 2020年全線開通予定

新東名と中央道直結  
甲府～清水港 約90分  
甲府～富士山静岡空港 約100分



### リニア中央新幹線 2027年開業予定

甲府～品川 約25分  
甲府～名古屋 約45分



画像提供:山梨県リニア推進課



### お問い合わせ先

山梨県産業労働部 成長産業推進課  
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
TEL 055-223-1472 FAX 055-223-1569  
E-mail seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県東京事務所  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3  
都道府県会館13階  
TEL 03-5212-9033 FAX 03-5212-9034

山梨県大阪事務所  
〒530-0001 大阪市北区梅田1-1  
大阪駅前第3ビル21階  
TEL 06-6344-5961 FAX 06-6344-5342

